

議案第七号杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例に対する

修正動議

右の動議を、地方自治法第百十五号の二及び杉並区議会会議規則第十三条の規定により別紙のとおり提出する。

平成二十年三月十四日

提出者

杉並区議会議員

小野

清人

同

堀部

やすし

同

奥山

たえこ

同

すぐろ

奈緒

杉並区議会議長

河野

庄次郎

様

議案第七号杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例に対する修正案

議案第七号杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例の一部を次のように修正する。

第二条第三号中「（食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第一百一号）第七条の規定により食料品等販売業の許可を受けたものに限る。）」を削る。

（修正理由）

対象事業所等を食料品等販売業の許可を受けた事業所等に限らず、前年度のレジ袋使用枚数が二十万枚以上のすべての事業所等に改める必要がある。